

建築関係工事積算基準

令和2年10月15日

福島県土木部

建築関係工事積算基準

< 目 次 >

第1章 総 則

1.1	目的	1
1.2	適用範囲	1
1.3	工事費の種別及び区分	1
1.4	工事費の構成	1
1.5	工事費内訳書	2
1.6	直接工事費	2
1.7	共通費	2
1.8	消費税等相当額	3
1.9	設計変更における工事費	3
1.10	準拠する基準	3
1.11	参考とする基準等	3

第2章 準拠する基準以外に定めるもの

2.1	共通事項	4
2.2	契約保証費	4
2.3	産業廃棄物	4
2.4	産業廃棄物税	4
2.5	有価物	5
2.6	積算工期	5
2.7	その他工事	8

第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項

3.1	共通事項	9
3.2	委託業務費	9
3.3	直接工事費	9

参考資料

1	標準工期の算定	25
2	基準等一覧	27

建築関係工事積算基準

第1章 総 則

(目的)

1.1 この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格の基となる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(適用範囲)

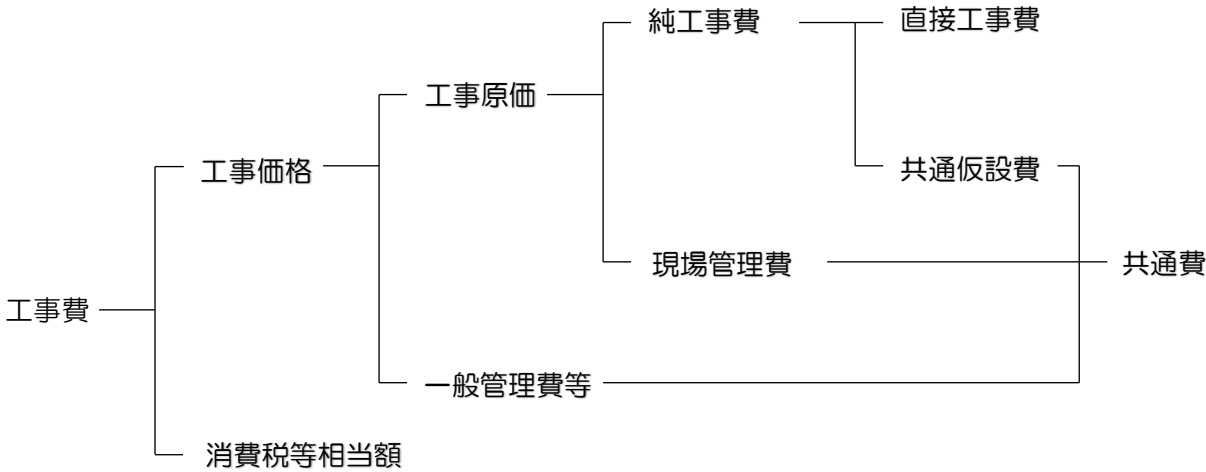
1.2 この基準は、福島県土木部が所掌する各種工事のうち「建築工事積算」、「電気設備工事積算」及び「機械設備工事積算」に適用するものとする。
なお、特殊な工法によるもの又は工事規模・内容等が特殊なものでこの基準によることが適当でないと判断される場合には、見積等を活用し、実態に合わせた積算とすること。

(工事費の種別及び区分)

1.3 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

1.4 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費内訳書)

1.5 工事費内訳書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)」及び「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)」による。

(直接工事費)

1.6 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次の各項による。

1 算定の方法

算定の方法は、次のアからウによる。

ア 材料価格及び機器類価格(「材料価格等」という。)に個別の数量を乗じて算定する。

イ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ウ ア又はイにより難しい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

2 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準単価積算基準」及び同「公共建築工事積算基準等資料」による。

3 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、同「公共建築設備数量積算基準」による。

(共通費)

1.7 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。

1 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

2 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

(消費税等相当額)

1.8 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

1.9 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(準拠する基準)

1.10 1.5から1.7に定める基準、書式及び資料については、本基準適用時において最新のものとする。

※「参考資料 2 基準等一覧」参照。

(参考とする基準等)

1.11 前述の基準のほか、参考とする基準等については、次のものとする。

- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
- ・公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
- ・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例
- ・工事費積算における数値の取扱い(例)
- ・公共住宅建築工事積算基準
- ・公共住宅電気設備工事積算基準
- ・公共住宅機械設備工事積算基準
- ・公共住宅屋外整備工事積算基準

第2章 準拠する基準以外に定めるもの

(共通事項)

2.1 以下に掲げる基準は、準拠する基準よりも優先して適用するものとする。

(契約保証費)

2.2 一般管理費等に計上する契約保証については、次のとおりとする。

- (1) 公共建築工事積算基準等資料に定める契約保証費については、「予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合」の部分を「福島県財務規則第229条関係の規定により、契約保証を必要としない工事請負契約である場合」に読み替える。
- (2) 契約保証に係る費用を計上する場合は、次のとおりとする。
 - ① 契約保証に係る費用は、当初設計に計上するものとし、その後、設計変更が生じても変更しない。
 - ② 契約保証に係る費用は、契約保証に係る補正值を含まず算出した当初設計額が5,000千円以上(消費税等相当額含む。)の場合に限り計上する。

(産業廃棄物)

2.3 産業廃棄物の設計の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物を搬入する施設の種類の、中間処理施設(再資源化)を原則とし、再資源化が困難な場合は中間処理施設(再資源化以外)とする。
 どちらの施設にも搬入できない場合のみ最終処分場への搬入とする。
- (2) 設計で想定する施設は、(1)で選択した施設の種類のうち、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。
 注) 処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。
- (3) 建設汚泥についても再資源化が基本であるが、県内には再資源化施設が少ないことから、現場での再資源化、中間処理施設(再資源化)への搬入、中間処理施設(再資源化以外)及び最終処分の中で最も経済的な方法及び施設を選定する。
- (4) 土木・建築工事事業単価表(参考資料)に掲載されている以外の産業廃棄物を処理する必要がある場合、その他の理由により同単価表に掲載されている施設での処理が適当ではない場合は、処分費は見積りにより決定する。

(産業廃棄物税)

2.4 産業廃棄物税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物税相当額計上対象工事
 産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設(再資源化以外)に搬入する工事

(2) 産業廃棄物税相当額の算定

最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)×1,000 円/t

中間処理施設(再資源化以外)に搬入する場合は、搬入重量に標準減量化率を乗じ、最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。

(3) 産業廃棄物税相当額の計上方法

- ①直接工事費に計上する。
- ②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。
- ③消費税等相当額の対象とする。
- ④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。

(4) 注意事項

- ①土木・建築工事事業単価表(参考資料)に掲載されている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。
- ②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず(伐木、除根含む。)は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定(計上)しない。ただし、解体木くず(伐木、除根含む。)の中間処理施設(再資源化)のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定(計上)する。

(有価物)

2.5 有価物を含む工事の積算については、次のとおりとする。

1 積算

- (1)解体物や撤去物に価値がある場合(以下、「有価物」という。)は、直接工事費から有価物の処理施設買い入れ価格(以下「有価物額」という。)を減じる。
 - (2)有価物額は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象としない。
 - (3)処理施設までの運搬費を計上する。
- 公共建築工事積算基準等資料に定める有価物の取扱いについては、これを適用しない。

2 単価

- (1)有価物単価は、物価資料(スクラップ)の規格による。
- (2)物価資料の規格外のものや保存状態が若干悪いものは、スクラップとして見積収集可能であれば見積価格とし、解体分別や付着物除去等が必要なものや錆等で状態が悪いものは、建設副産物処理(中間処理、最終処分)を原則とする。

(積算工期)

2.6 積算工期の算定方法は次のとおりとする。

1 積算工期の算定方法

工事費を算出するための共通仮設費率及び現場管理費率の算出に使用する工期(以下「積算工期」という。)は実態に則して算出する。この際、設計業務委託の成果物である概略工程表や日本建築連合による「標準工期算定プログラム」を参考とするほか、次の事項を総

合的に考慮して定める。

- (1) 4週8休体制対応とする。
- (2) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の工期は、原則として主たる工事の定めにより算定する。
- (3) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を分離して発注する場合の工期は、主たる工事を基礎として算定し、主たる工事と同時を原則とする。
- (4) 工期の補正

次の作業条件及び環境条件により工期を適切に補正する。

- ① 夏期休暇として、7月から8月にかかる工事については7日、7月又は8月にかかる工事については4日を加算する。
- ② 年末年始休暇として、12月30日から1月5日にかかる工事については、7日を加算する。
- ③ 特別な仮設物を必要とするとき。
- ④ 解体工事を伴うとき。
- ⑤ 外部作業が積雪寒冷期に属するとき。

この場合、積雪、平均気温、作業可能時間の短縮等を考慮し、地域、時期に応じて次の日数を加算する。

地 域	時 期	加算日数
中通り	12月 1月 2月 3月	4日/月
会津地区	12月 1月 2月 3月	9日/月

- ⑥ 工事中に隣接する地盤、建物等に影響を与えるおそれがあるとき。
- ⑦ 交通上支障をきたすおそれがあるとき。
- ⑧ 作業時間が限定されるとき。

2 留意事項

(1) 新営工事の場合

- ① 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎工事、躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む)及び外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期設定とする。
- ② 根切工事及び地業工事においては、土地の地歴等を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- ③ 躯体工事、仕上げ工事等においては、適切な養生期間を見込む。
- ④ 工事に伴い入居者の引越が発生する場合は、必要期間を考慮する。

(2) 改修工事の場合

- ① 執務並行改修の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否及びその他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。
- ② 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去含む)

に必要な期間を考慮する。

- ③機器の撤去及び解体等に伴いアスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事、調査分析及び官公署手続き等に必要な期間についても考慮する。
- ④施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査及び施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- ⑤資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合及びその他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

3 工期の変更

工期変更に伴う共通仮設費率及び現場管理費率の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者の責めによらない理由で工期延長となる場合

延長する工期を当初の積算工期に加算して積算し、共通仮設費率、現場管理費率及びこれに伴う契約額の増額変更を行う。

(2) 請負者の企業努力等により工期短縮となる場合

共通仮設費率、現場管理費率及びこれに伴う契約変更は、原則として行わない。

4 その他

- (1) 積算工期の単位は「月」とし、小数点以下第2位四捨五入して1位止めとする。
- (2) 各工事・工種の想定所要日数の単位は、「日」とし0.5日単位で設定する。
- (3) 概略工事工程表の作成例は、次のとおりとする。

概略工事工程表（作成例）

工事名称：〇〇〇〇高校校舎耐震改修工事

工 種 等	内 容	平成〇〇年			平成〇〇年			想定所要 日数(日)
		〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	
準備期間								14.0
仮設工事	外部足場							35.0
解体工事								14.0
耐震補強工事	鉄骨ブレース 設置等							60.0
内外装工事	塗装・ ALCパネル設置・ 天井・壁仕上げ他							20.0
清掃片付け他								7.0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
合 計								150.0
積算工期(ヶ月)								5.0

(その他工事)

2.7 その他工事の共通費の計上方法は次のとおりとする。

1 一般工事にその他工事を含めて発注する場合

下請けとなる専門工事業者の共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)をその他工事の直接工事費に見積りにより積み上げる。

2 その他工事を単独で発注する場合

専門工事業者の見積りにより、共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)をそれぞれ積み上げる。

第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項

(共通事項)

3.1 単価等について、基準により難しい場合は次のとおり適用できることとする。

1 単価決定方法について

単価決定方法については、別に定める「設計資材単価等決定基準」による。

公共建築工事積算基準等資料に定める単価及び価格に関する数値の取扱いのうち、(1)及び(3)については、これを適用しない。

(委託業務費)

3.2 委託業務費

1 地質調査(ボーリング)業務及び測量業務

福島県土木部「設計業務等標準積算基準」による。

(直接工事費)

3.3 直接工事費(建築工事)

1 直接仮設工事

(1)直接仮設

- ① 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省)」による足場の設置を標準とする。ただし、軒の高さ10m未満の木造家屋低層住宅建築工事においても適用する。
- ② 外部足場(枠組足場)の適用は次表を参考とする。なお、それ以外の足場の種類については安全性、経済性を検討し適用する。
- ③ 単管抱き足場は、実情により木造建築物、外壁部分改修等工事の場合に適用する。
- ④ 登り桟橋は、原則として単管本足場以外には設置しない。

外部足場(枠組足場)設置基準(参考)

建 枠	1,200枠	900枠	600枠
板付布枠			
新築 改修 工事別	500布枠×2枚	500+240布枠	500布枠×1枚
新築工事	RC造外壁タイル等 (6階建以上)	RC造外壁モルタル、タイル等 (5階建以下)	S造外壁パネル、 スレート張り(平屋建)
		RC造外壁吹付け仕上程度(2 階建以上)	C造外壁吹付け仕上程度(平 屋建)
改修工事	外部改修(モルタル、モルタルは つり補修程度)(3階建て以 上)	外壁改修(吹付け、ピンニング程 度)(3階建以上) 外部改修(モルタル、モルタルは つり補修程度)(3階建て以上)	外壁改修(吹付け、ピンニング程 度)(2階建以下) 防水改修等で昇降用に設置 する足場

(注)建枠及び板付布枠の寸法単位はmmとする。

(2)養生

①冬期間の養生費(気温3℃未満時のコンクリート打設保温養生を含む。)は実情により割増し又は必要な経費を別途計上する。

②「一般」、「小規模」及び「複雑」の区分は次による。

- ・「一般」:下記の「小規模」及び「複雑」以外の建物等
- ・「小規模」:建築面積においては150㎡未満又は延べ面積においては300㎡未満の場合
- ・「複雑」:小部屋が多い建物等

2 土工事

(1)材料費等

材料単価で「建築関係事業単価表」にないものは、「土木事業単価表」による。また、建設機械等の損料については、「建設機械等損料算定表(福島県土木部)」による。

3 くい地業工事

(1)施工費等

①くい地業工事費の構成は、次を標準とする。

単ぐい		継ぎぐい	
	仮設(工事)		仮設(工事)
	材料費		材料費(下ぐい、上ぐい)
	くい打ち込み費		くい打ち込み費(杭溶接継費含)
	くい打機運搬費<分解組立費共>		くい打機運搬費<分解組立費共>
	くい頭切揃費		くい頭切揃費
	くい頭残材処理費		くい頭残材処理費
	くい頭補強費		くい頭補強費
	共通費(分離発注)		共通費(分離発注)
	その他経費(一括発注)		その他経費(一括発注)

②施工にあたり、敷き鉄板等の仮設が必要な場合は、共通仮設費に別途積上げる。

③掘削工法による削孔排出土が多い場合は、補助バックホウを計上する。なお、排出される土量は次表を標準とする。

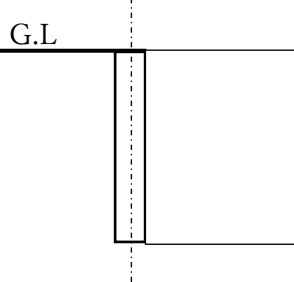
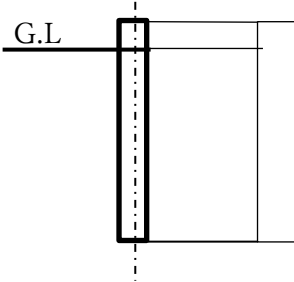
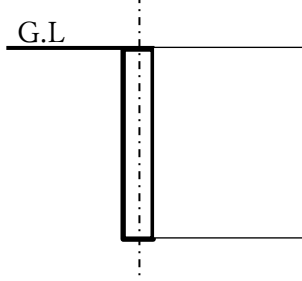
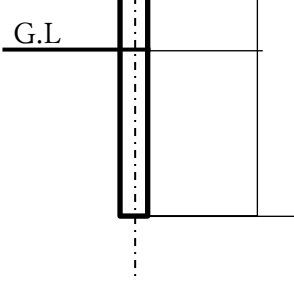
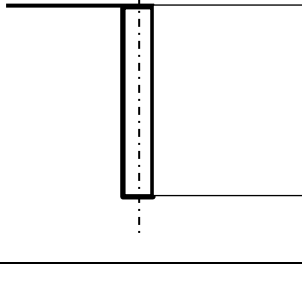
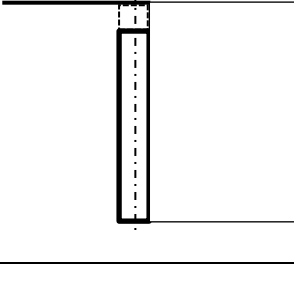
(1m当り)

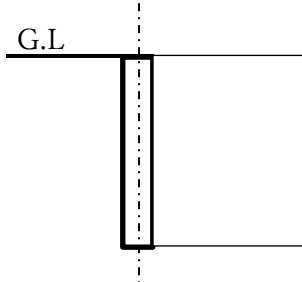
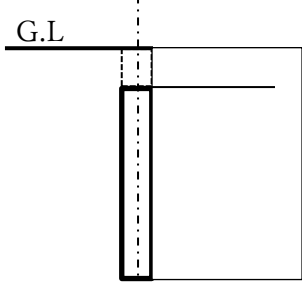
	単位	削孔径(mm)				
		250	300	350	400	450
設計容積	m3	0.049	0.071	0.097	0.126	0.159
割増率	%	32	28	24	21	19
換算容積	m3	0.065	0.091	0.120	0.152	0.189
排出土量(ルーズ)	m3	0.0195	0.0273	0.036	0.0456	0.0567

(注)通常の場合、排出土量は削孔容積の30%程度とする。

- ④掘削工法による削孔排出土の場外搬出処分は、「(2)土工事」のルーズ土砂積込み及びダンプトラック運搬費による。
- ⑤建築関係事業単価表に記載のないくい打ち機械回送費は、「土木工事標準積算基準」又は見積りによる。
- ⑥杭地業における打込費の設計変更は、次により行うことを標準とする。
- ア 打込長さが各くい1セット当り原設計に対して1m未満の増減は変更の対象としない。変更の長さはm単位とし端数は切り捨てる。
- イ 打撃工法による試験杭の打込費は、打込長さの増減に関わらず設計変更の対象としない。

〔積算例〕

例	原設計	打込結果	変更対象の可否
①	L=10m 	L=9, 200 	L=10m (設計変更対象外)
②	L=10m 	L=8, 400 	L=9m (1m減)
③	L=10m 	L=10, 600 	L=10m (設計変更対象外)

④	L = 10m 	L = 11, 200m 	L = 11m (1m増)
---	--	--	--------------------------

4 コンクリート工事

(1) 材料費

- ①生コンクリート単価は、地区ごとの現場着単価である。
- ②生コンクリート単価は、混和材使用の単価である。
- ③生コンクリート単価は、呼び強度による単価である。
- ④コンクリート単価の小型車割増し及び冬期割増しは、次により行う。
 - ・小型車割増しは、4t車を基準(標準は10t車)とし、道路条件等により発注者が指定した場合に限り適用する。
 - ・冬期割増しは(4)による。
- ⑤粗骨材の最大寸法は25mmとする。
- ⑥高炉セメント、流動化コンクリート等の場合は見積りとする。

(2) 施工費等

- ①打設費は、コンクリート打設手間及びコンクリートポンプ圧送費を計上する。
- ②養生費(初期養生含む)
 - ・気温が0℃未満時に打設することが予想される場合は、0℃以上に保つよう適切な養生費を仮設工事の項で計上する。

(3) 設計基準強度、呼び強度及び調合管理強度は次による。

- ①共通仕様書では、設計基準強度(F_c)に、構造体強度補正值(S)を加えた値を調合管理強度として、この値を満足するように配合を定めることとしており、この調合管理強度($F_c + S$)を呼び強度とする。
- ②構造体強度補正值による補正例
 - ア 設計基準強度が 18N/mm^2 で、 8°C 以上 35°C 以下の場合 $S = 3$ となることから、調合管理強度は、 $(F_c + S) = (18 + 3) = 21\text{N/mm}^2$ となり、呼び強度の21の単価を計上する。
 - イ 設計基準強度が 18N/mm^2 で、 0°C 以上 8°C 未満の場合 $S = 6$ となることから、調合管理強度は、 $(F_c + S) = (18 + 6) = 24\text{N/mm}^2$ となり、呼び強度の24の単価を計上する。

〈コンクリートの積算例〉

- ・3階建て共同住宅で、設計基準強度が 21N/mm^2 で打設予定工程表を作成し、呼び強度により単価を算出する。

(郡山の場合)

月	9						10						11						12					
日	／						／						／						／					
平均気温	22℃		20℃		18℃		16℃		14℃		12℃		10℃		8℃		6℃		5℃		3℃			
構造体強度補 正值							構造体強度補正值(+3)												構造体強度補正值(+6)					
積算予定 工程表及び 打設場所	捨てコン		基礎		1階		2階		R階															
設計基準強度 (N/mm ²)	18						21										21							
呼び強度 (N/mm ²)	18 (構造体でないた め、補正しない)						21 + 3 = 24										21 + 6 = 27							

③構造体強度補正值

- ・普通ポルトランドセメントを使用した場合の構造体温度補正とコンクリート温度の補正值を加えた補正值である。(単位:N/mm²)

福島気象台 観測点	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月				
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
福島	6			6			6			3			3			3			3	6	6	3	3			3			3			3	6	6				
茂庭	6			6			6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6						
鷺倉	6(※)			6(※)			6(※)			6			3			3			3			3			3			3	6	6	6(※)	6(※)						
二本松	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6					
梁川	6			6			6			3			3			3			3			6	3	3			3			3			3	6	6			
郡山	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6					
玉川	6			6			6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6						
石川	6	6(※)	6(※)	6(※)	6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3			3	6	6				
湯本	6(※)			6(※)			6(※)	6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			6			6	6(※)		
船引	6(※)			6(※)			6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6					
小野新町	6(※)			6(※)			6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6					
白河	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6					
東白河	6	6(※)	6(※)	6(※)	6	6			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6						
喜多方	6(※)			6(※)			6			6	3	3			3			3			3			3			3			3			3	6	6			
猪苗代	6(※)			6(※)			6(※)	6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6	6(※)			
桧原	6(※)			6(※)			6(※)			6	6			3			3			3			3			3			3	6	6			6	6(※)			
西会津	6(※)			6(※)			6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6					
若松	6(※)			6(※)			6	6			6	3	3			3			3			6	3	3			3			3	6	6						
田島	6(※)			6(※)			6(※)	6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			6			6	6(※)		
只見	6(※)			6(※)			6			6			3	3			3			3			3			3			3			3	6	6				
南郷	6(※)			6(※)			6(※)	6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			6			6	6(※)		
檜枝岐	6(※)			6(※)			6(※)			6	6			3			3			3			3			3			3			3	6	6			6	6(※)
相馬	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6		
飯舘	6(※)			6(※)			6			6	3	3			3			3			3			3			3			3			3	6	6			
浪江	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3			3	6	6		
広野	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3			6				
川内	6(※)			6(※)			6	6			6	3	3			3			3			3			3			3			3	6	6					
小名浜	6			6			6			3			3			3			3			3			3			3			3			6				

〔留意事項〕

- ①施工場所に近い気象観測地点の値を採用する。
- ②(*)は平均気温が0℃未満であり、保温養生が必要となる。

地区割一覧表(全29地区)

この表は、アスファルト合材、生コンクリート、骨材等の地区別単価に適用する。

地域名称	地 域 内 市 町 村
A(県北1)	福島市(福島市栗子方部を除く)
B(県北2)	福島市(万歳楽山～三ツ森山～東栗子～高湯 ^{※1} ～県道本宮土湯温泉線を結ぶ以北西)
C(県北3)	伊達市、国見町、桑折町
C2(県北5)	福島市(旧飯野町)、川俣町
C3(県北6)	福島市(旧松川町及び旧信夫村)、二本松市
D(県中1・県北4)	郡山市(E以外)、須賀川市、本宮市、鏡石町、三春町、大玉村、天栄村(E以外)
E(県中2)	郡山市(湖南)、天栄(湯本)
F(県中3)	田村市(旧都路村を除く)、小野町
G(県中4)	石川郡
H(県南1)	白河市、西白河郡
I(県南2)	棚倉町、塙町(J以外)
J(県南3)	矢祭町、鮫川村、塙町(旧笹原村)
K(喜多方1)	喜多方市、西会津町(K2以外)
K2(喜多方2)	西会津町(奥川地区、新郷地区)
K3(喜多方3)	北塩原村、磐梯町、猪苗代町
L(会津若松1)	会津若松市、会津坂下町、湯川村、会津美里町
M(会津若松2)	柳津町、三島町
N(会津若松3)	金山町
O(会津若松4)	昭和村
P(南会津1)	南会津町(旧田島町)、下郷町
Q(南会津2)	檜枝岐村
R(南会津3)	只見町、南会津町(旧伊南村、旧舘岩村、旧南郷村)
S(相双1)	相馬市(T以外)、南相馬市、新地町
S2(相双3)	檜葉町、広野町
S3(相双5)	浪江町(T2以外)、双葉町、大熊町、富岡町
T(相双2)	相馬市(玉野)、飯舘村
T2(相双4・県中5)	浪江町(津島)、葛尾村、川内村、田村市(旧都路村)
U(いわき1)	いわき市(V以外)
V(いわき2)	いわき市(旧田人村、遠野町、三和村、川前村、小川町の一部 ^{※2})

※1 福島市高湯・・・磐梯吾妻有料道路高湯ゲート

※2 いわき市小川町の一部・・・高崎(夏井川第三発電所)～ 横川(前川橋)～ 菖蒲平 ～番屋橋を結ぶ以北

地区割図



(4) 生コンクリートの冬期割増基準

① 対象工事

- ・工期が11月1日から始まり当該年度の3月31日までに終了する工事で、下表の○印に該当する工事を冬期割増の対象とする。

工期終期 工期始期	11月	12月	1月	2月	3月
11月	×	×	○	○	○
12月		○	○	○	○
1月			○	○	○
2月				○	○
3月					○

(備考) ×: 冬期割増を適用しない。

○: 冬期割増を適用する。

② 工期が変更となる場合の取扱い

- ・当該年度内で工期に延長、短縮が生じる場合は、当初設計のとおり適用する。

- ・工事の繰り越しを行った場合は、3月31日までの出来高を確認して冬期割増を適用し、4月1日以降施工分については、冬期割増を適用しない。

5 型枠工事

(1)材料費・施工費等

- ①型枠単価には、打放し用面木(10～15mm)は含まれるが、目地棒(誘発、エキスパンション、特殊面木等)は別途計上する。
- ②勾配屋根型枠及び曲面型枠は、物価資料又は見積りにより計上する。
- ③型枠等運搬費は、別途計上する。

6 鉄筋工事

(1)材料費等

- ①棒鋼を所要数量で計上し、スクラップ処理分を減額する。

(2)施工費等

- ①工場加工組立費には工場管理費が含まれる。
- ②運搬費は、別途計上する。

7 鉄骨工事

(1)材料費

- ①鋼材は材料(標準規格)単価に規格エキストラを加算したものを材料価格とする。

鋼材規格エキストラ

名 称	摘 要	単位	割増し価格	備考(ベース価格)
溝、平行フランジ、I形鋼	SS400 一般構造用	t	単価表による	無規格
〃	SM400A 溶接構造用	t	単価表による	〃
H形、T形鋼	SS400 一般構造用	t	単価表による	〃
〃	SM490A 溶接構造用	t	単価表による	〃
中厚鋼板	SS400 一般構造用	t	単価表による	〃
〃	SM400A 溶接構造用	t	単価表による	〃
熱延薄板鋼板	SS400 一般構造用	t	単価表による	SPHC
一般構造用丸鋼	無規格	t	単価表による	SS400

- ②本単価表単価を採用する場合の材料の数量は、所用数量で計上し、スクラップ処理分を減額する。

(2)施工費

- ①工場加工組立費、現場建方、トルシア形高力ボルト締付け、現場溶接及びアンカーボルト

ト埋め込みは、専門工事業者の見積りによる。また、特殊工法(ボールジョイント使用等)の場合は、専門工事業者の見積りによる。

②現場溶接は、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長を計上する。

③錆止め塗装の単価は塗装工事による。

④工場加工する場合は、運搬費を計上する。

(注1)鉄骨工事各種試験の積算

1 超音波探傷試験日数は、試験日数を60で除した値を切り上げたものとする。

(例)試験数160カ所の場合

$$160 \div 60 = 2.66 \rightarrow 3 \text{日}$$

2 溶接試験費は構造の重要度に応じて計上し、1日当たりの作業標準は次のとおりとする。

超音波探傷試験	1日当たりの出来高	工場の場合	60～80カ所	現場の場合	40～60カ所
X線試験	1日当たりの出来高	工場の場合	24～40枚	現場の場合	20枚

8 既製コンクリート工事

(1)施工費等

①コンクリートブロック積み

・単価には補強鉄筋価格を含む。

②ALC板取り付け

- ・基礎天端敷均しモルタル塗り等、取り付け面を平らにする工事は別途計上する。
- ・サッシ、ドア等の取り付け金物を含む開口部の補強工事は別途計上する。
- ・開口部廻りのモルタル詰め及びシーリング工事は別途計上する。
- ・設備工事等の溝掘り、穴あけ加工及び補修工事は別途計上する。

9 防水工事

(1)材料費

①アスファルト防水の主要材料はJIS規格品とする。

(2)施工費等

①アスファルト防水工事

・押えコンクリート及びメタルラス張り等は別途計上する。

10 石工事

(1)施工費等

①モルタル、取り付け金物、目地及び洗い手間を含む。

11 タイル工事

(1)材料費

- ①本単価は、常時生産品を標準としたものであり、注文生産品については物価資料又は見積りによる。

(2)施工費等

- ①モルタル目地及び洗い手間を含む。
- ②クリンカタイル以外のせり器質タイルは磁器質タイルに準ずる。
- ③タイル張りの下地モルタルは左官工事で別途計上する。

12 木工事

(1)材料費

- ①木材は原則として日本農林規格(JAS)品とする。
- ②特殊材料は原則として見積りによる。

(2)施工費等

- ①部位別による施工費はRC造等における内部工事の類に適用する。
- ②高額な材料を使用する場合は、原則として物価資料又は見積りによる。
- ③木造工事の主要構造部等の施工費(「延べ面積」当たりとする。)は見積りによる。
(注1)木造工事とは、主要構造部が木造の軸組工法、大断面木造工法、桝組工法又は丸太組工法である工事をいう。
(注2)木工事とは、主要構造部が鉄筋コンクリート構造、鉄骨造、組積造等で、木製の内部造作材及び小屋組に係る工事をいう。

13 屋根及びとい工事

- ①折板ぶき等の施工規模は、300㎡を標準とする。
- ②下ぶき(アスファルトルーフィング)は、内外装工事で計上する。
- ③鋼管製堅といには、錆止め塗装を別途計上する。

14 金属工事

(1)施工費等

- ①軽量鉄骨天井下地は、吊りボルト、インサート及び吊りボルトの錆止め塗装を含む。

15 左官工事

(1)施工費等

- ①足場等仮設費及び採暖等の特殊養生費は、施工条件に応じて適宜計上する。
- ②ラス張り単価は、金属工事による。
- ③壁及び柱型等は、区分して計上する。

16 木製建具工事

(1)材料費等

- ①名称欄の寸法は、幅×高さとする。
- ②ふすま及び障子戸の単価は、ふすま紙、ビニルクロス、障子紙及び引手を含む。

17 金属製建具工事

(1)材料費等

- ①金属製建具は、原則として物価資料又は見積りとする。なお、見積集収の際は、図面、特記仕様書及び共通仕様書を提示し、特に錆止め塗装、付属金物、取付費及び経費等の有無を確認する。

(2)施工費等

- ①建具取付費には建具金物の取付費を含むが、材料費は別途計上する。
- ②建具周囲のモルタル詰め、シーリング及び断熱材発泡費用は別途計上する。

18 ガラス工事

(1)施工費等

- ①網入りガラスの防錆処置(共通仕様書による。)は、施工費に含む。
- ②シーリング、ガスケット取付費、ガラス清掃(養生クリーニング)費は別途計上する。
なお、ガスケットの材料費は建具材料費に含む。

19 塗装工事

(1)施工費等

- ①足場等仮設費及び採暖等の養生費は、施工条件に応じて適宜計上する。
- ②素地ごしらは別途計上することを原則とするが、「素地ごしらえを含む」と明示の場合は計上しない。
- ③鋼製建具は、錆止め塗装の有無及び仕上げ塗装の有無を確認して塗装費用を計上する。

20 仕上げユニット工事

(1)施工費等

①ブラインド工事

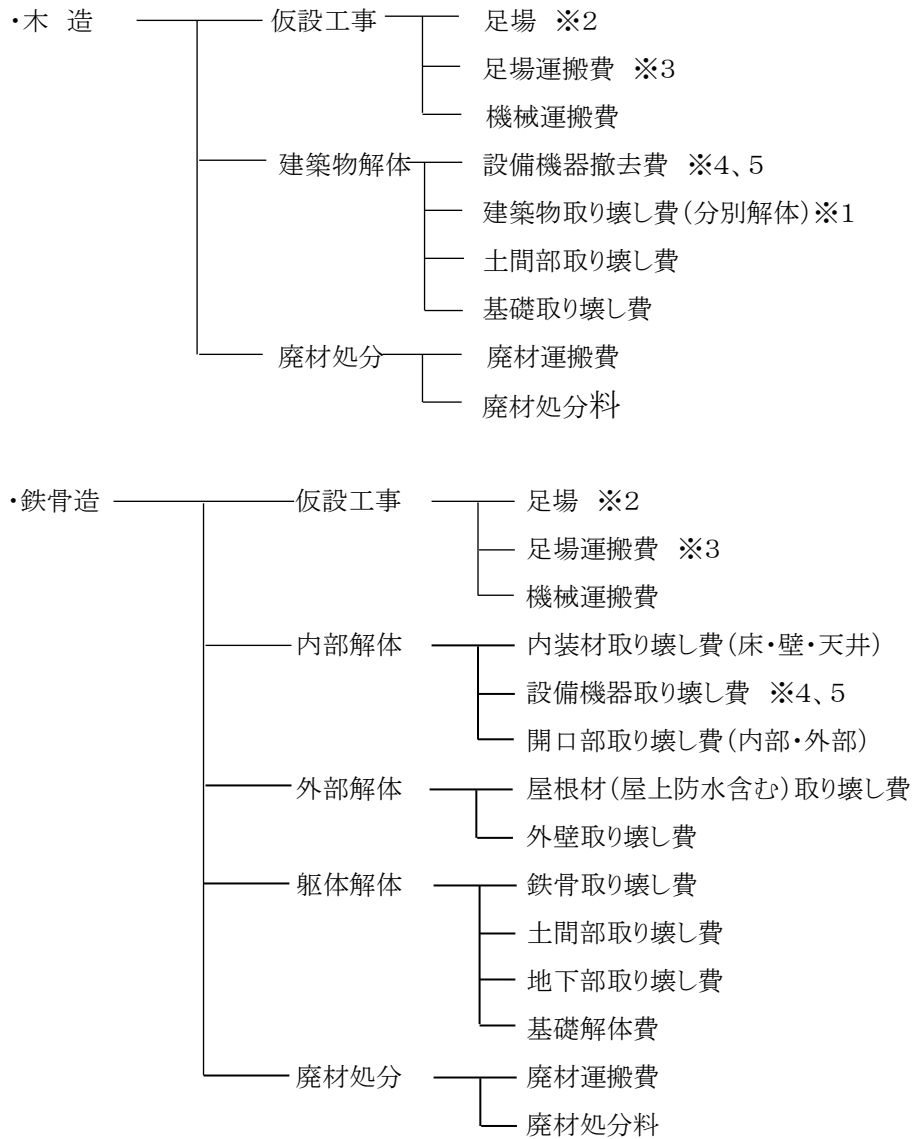
- ・バーチカル型:1台当たり3㎡未満のものは3㎡として計上する。
- ・水平型:1台当たり2㎡未満のものは2㎡として計上する。

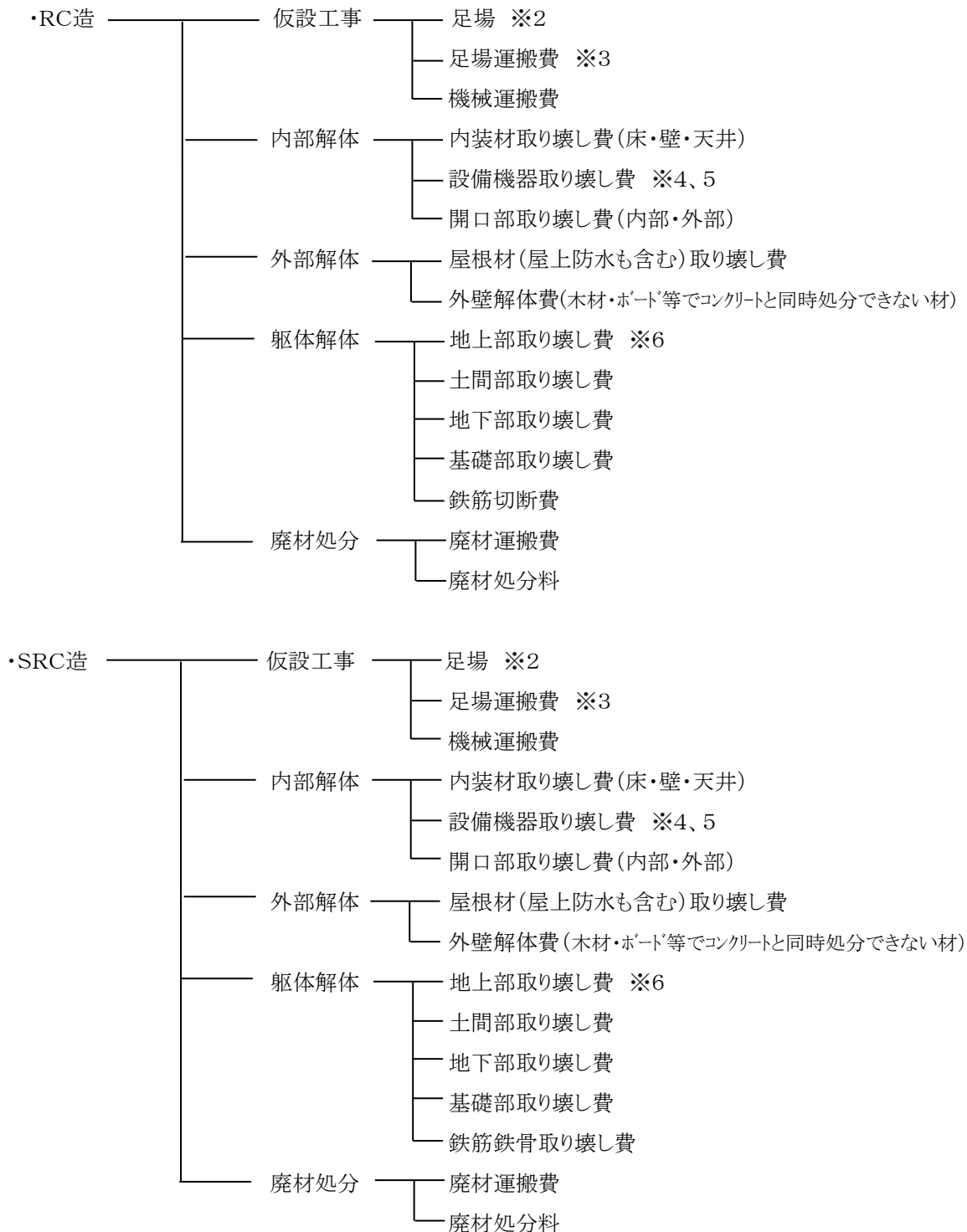
21 取り壊し(解体)工事

(1)施工費等

- ①取り壊し(解体)工事は分別解体とし、設計図書に分別解体を明示する。
また、分別の仕様については、建設リサイクル法による。
- ②取り壊し(解体)工事単独発注の場合は、専門工事業者の見積りによる。(廃材処分料を除く。)

③取り壊し(解体)工事の積算構成は次を標準とする。





※1 木造建築物解体の単価は、建具、畳取り外し→内部造作の取り壊し→屋根外壁取り壊し→柱、梁等の部位別取り壊しの単価である。

※2 足場は必要に応じて内部足場と外部足場を計上する。内部足場は天井等の取り壊し時に計上し、外部足場は、外部取り壊し・周辺への防塵のためのシート張りに計上する。

※3 脚立足場の運搬数量は、各階の設置数量のうちの最大値とする。

※4 設備機器とは、流し台、浴室、洗面台等のユニット、照明、空気調和機等の各種設備機

器、各種配管配線である。

※5 配管配線のうち、コンクリートに埋め込まれた部分、下地に支持され取り壊しと同時に取り外されるものは個別計上しない。ただし、構造体に支持されている配管配線は撤去費を別途計上する。

※6 コンクリート類に張り付いているタイル及びモルタル類は、躯体取り壊しに含まれるものとし、運搬費及び処分費は別途計上する。

22 改修工事

(1) 施工費等

- ①部分撤去から発生する廃材の運搬費は別途計上する。
- ②部分撤去から発生する廃材の処分費は別途計上する。
- ③改修面積が少なく改修場所が点在している場合等は、各工程を考慮し、必要な材料及び人工数を計上する。

(2) アスベスト除去工事

- ①吹き付けアスベスト除去工事における必要な仮設及び除去処理等の費用は、専門工事業者の除去工法による見積りとする。
- ②運搬等に要する費用は、施工条件を明示し、専門工事業者の見積りとする。
- ③見積項目は次を標準とする。

ア 仮設

- ・整理清掃後片付け(一般的なもの。作業場の作業前清掃費・作業後清掃費は含まない。)
- ・足場
- ・床 養生
- ・壁 養生
- ・作業場の作業前清掃費、作業後清掃費(高性能真空掃除機)
- ・仮設材運搬費

イ 安全衛生設備機器等

- ・セキュリティハウス設置
- ・負圧除じん装置損料
- ・高性能真空掃除機(作業場の作業前清掃費又は作業後清掃費に含まれる場合は計上しない。)
- ・エアレスガンユニット損料
- ・資材消耗品等(防護服・靴カバー・手袋等)
- ・資材消耗品等(各種フィルター等)

ウ 吹付けアスベスト除去処理

- ・粉じん飛散抑制剤吹付け
- ・粉じん飛散防止剤吹付け

- ・吹付けアスベスト除去 壁、天井等
- ・アスベスト処理 密封処理(密封処理の場合)
- ・アスベスト処理 固型化处理(固型化处理の場合)

エ 吹付けアスベスト廃棄物処理

- ・吹付けアスベスト廃棄物 積込み
- ・吹付けアスベスト廃棄物 運搬
- ・吹付けアスベスト廃棄物処理費

④吹付けアスベスト除去工事

- ・一般工事での足場損料は、通常は元請けからの貸与となるが、アスベスト専門工事業者が足場材のメンテナンス等を行う場合は見積りによる。
- ・養生、整理清掃片付けは、除去対象となる室及び関連する休憩室等も対象とする。また、既設の機械室等の養生も計上する。
- ・アスベスト除去に伴う洗浄設備及び負圧除じん装置の設置等に係る費用は、安全衛生設備機器等に計上する。

参考資料

(標準工期の算定)

1 新営工事の標準工期の算定

一般的な建築物の工期は、次の式により求めた値を標準とし、4週8休制対応とする。ただし、工事内容等により、特に必要と認められる日数等がある場合には、その日数を各種算定式の結果に適宜補正するものとする。また、複数の建築物を一つの工事として発注する場合は、工程的に影響がある場合を除き、主たる建築物の工期を全体の工期とする。

杭工事、付帯工事等について分離発注とする場合には、その部分について算定式から除くものとする。この標準工期は、建築工事がある程度竣工し、その後、各設備工事の機器等の取付調整期間を含めた日数とする。

なお、各工期の算定式より算出された数値及び全体工期については、端数切り捨てにより整数として算定する。

$$\begin{aligned} \text{所要工期} &= (A+B+C+D+E+F+G) \\ &\quad + \alpha \times \{A+B+C+(D-\beta)+E+F+G\} \end{aligned}$$

A: 準備期間(日) $3 \times \text{Log10(建築面積)} + 3$

B: 山留、根切期間(日) $5 \times \text{Log10(建築面積)} - 4$

(注) 地階等がある場合には別途考慮する。

C: 杭工事期間(日) $0.009 \times (\text{杭打込み長さ} \times \text{本(セット)数}) + 9$

(注) 既製杭でない場合には別途考慮する。

D: コンクリート打設期間(日)

RC造 $10 \times \text{Log10(建築面積)} + 10 + 20 \times (\text{階数})$

S 造 $35 \times \text{Log10(建築面積)} - 52$

W 造 $26 \times \text{Log10(建築面積)} - 42$

(注) S造、W造においては、建築面積が100㎡未満のものについては、100㎡と読み替える。

E: 仕上期間(日)

RC造 $22 \times \text{Log10(建築面積)} - 9 + 8 \times (\text{階数})$

S 造 $59 \times \text{Log10(建築面積)} - 90$

W 造 $30 \times \text{Log10(建築面積)} + 1$

(注) S造、W造においては、2階建て以下の建築物に適用する。また、建築面積が100㎡未満のものについては、100㎡と読み替える。

F:機器等の取付調整期間(日)

延床面積 用途	1,500㎡未満	3,000㎡未満	3,000㎡以上
戸建て住宅	4	—	—
共同住宅	9	12	16
学校関連施設	9	12	16
事務所関連施設	6	13	20
病院	10	20	20

G:付帯工事期間(日)(舗装、設備外構、植栽等)

延床面積 用途	1,500㎡未満	3,000㎡未満	3,000㎡以上
戸建て住宅	8	—	—
共同住宅	20	28	28
学校関連施設	11	22	32
事務所関連施設	15	20	25
病院	36	36	36

α : 休日補正係数(4週8休制対応)

$$\alpha = 0.47$$

ただし、RC造の休日数算定の場合は、コンクリート打設期間より下記の日数を除いて算定する。

$$\beta = 28 \text{ (コンクリート養生期間)}$$

(基準等一覧)

2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。

基準等	適用年度(版)等
(準拠する基準) 1 工事費の積算において、準拠する基準。 (1)国土交通省大臣官房官庁営繕部(統一基準) ・公共建築数量積算基準 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事標準単価積算基準 ・公共建築工事共通費積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) ・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (2)国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課(国土交通省資料) ・公共建築工事積算基準等資料 ・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	平成29年版 平成29年版 令和2年版 平成28年12月版 平成30年版 平成30年版 令和2年版 令和元年版
(参考とする基準) 2 工事費の積算において、参考とする基準。 ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編) ・公共建築工事見積標準書式(設備工事編) ・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例 ・公共建築工事積算研究会参考歩掛り ・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 ・工事費積算における数値の取扱い(例) ・公共住宅建築工事積算基準 ・公共住宅電気設備工事積算基準 ・公共住宅機械設備工事積算基準 ・公共住宅屋外整備工事積算基準	平成30年版 平成30年版 平成31年版 令和2年版 平成29年版 平成29年版 平成29年版 平成25年版
(参考とすることができる解説等) 3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。 ・公共建築工事積算基準の解説(建築工事編) ・公共建築工事積算基準の解説(設備工事編) ・建築数量積算基準・同解説 ・公共建築設備数量積算基準・同解説	平成31年基準 平成31年基準 平成29年版 平成29年版